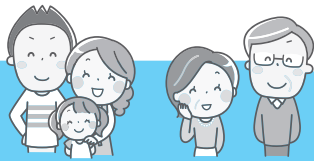


小松島市 国民健康保険だより



【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
 ☎ 32・2113 / FAX 35・0173
 Mail: hokennenkin@city.komatsushima.
 i-tokushima.jp

新しい被保険者証を3月末までにお届けします

現在、小松島市の国民健康保険加入者にお渡ししている被保険者証の有効期限は令和2年3月31日（平成32年3月31日と表記されている場合もあります）までのため、3月末までに新しい被保険者証を世帯主の方あてに特定記録郵便で送付する予定です。

被保険者証が届かない場合や、記載内容にご不明な点がありましたら、市保険年金課国保担当までお問い合わせください。



～就職・退職、転入・転出される方へ～ 国民健康保険への届出を忘れていませんか？

春は、就職や退職、引っ越しなどにより医療保険の加入・脱退が多い時季です。

- ◎現在国保に加入されている方が就職などにより新しく健康保険に加入する場合
- ◎現在国保に加入されている方が市外に転出する場合
- ◎勤め先などの健康保険をやめる場合
- ◎勤め先などの健康保険に加入していない方が市内に転入する場合

上記の場合などにおいては、14日以内に市国保に届出をする必要があります。右に記載する手続きに必要な物をご持参のうえ、市保険年金課国保担当窓口で届出をしてください。

※市国保加入の届出が遅れた場合、保険税をさかのぼって納めていただくことになります。

【手続きにあたり本人確認などを行っています】

手続きにより被保険者証を交付する場合、窓口に来られた方の本人確認を行っています。また、届出書などに個人番号を記入していただくにあたり、個人番号が正しいことの確認、窓口に来られた方の本人確認（代理人の場合は、あわせて代理権の確認）を行っています。手続きをされる場合は、マイナンバーカード、通知カード、運転免許証など必要事項が確認できる物をご持参ください。

各種届出・持参物

市国保に加入するとき

手続きが必要なとき	手続きに必要な物
他の市区町村から転入	はんこ
職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書・はんこ
子どもが生まれた	はんこ
任意継続の期間が満了	健康保険資格喪失証明書または任意継続の保険証・はんこ

市国保をやめるとき

手続きが必要なとき	手続きに必要な物
他の市区町村へ転出	保険証・はんこ
職場の健康保険に加入	加入した職場の保険証・保険証(市国保)・はんこ
市国保の加入者が死亡	保険証・はんこ・葬儀代領収書・葬儀代を支払った人の口座番号がわかるもの(通帳など)

その他

手続きが必要なとき	手続きに必要な物
保険証を紛失	はんこ
市内で住所を移転	保険証・はんこ
修学のため別に住所を定めた	在学証明書・はんこ